

◎国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案 新旧対照表  
 ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。            一 一 三の七 〔略〕</p> <p>三の八 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第 号）第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。</p> <p>四 一 六十三 〔略〕</p>	<p>（所掌事務）            第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>一 一 三の七 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 一 六十三 〔略〕</p>

○大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続、特別区を設ける道府県の名称を変更するための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の实情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この法律（第十三条及び第十四条を除く。）において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう。</p> <p>（特別区包括副首都の名称変更の特例）</p> <p>第十一条 地方自治法第三条第二項の規定にかかわらず、特別区を</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の实情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この法律（第十二条及び第十三条を除く。）において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう。</p> <p>[新設]</p>

包括する道府県であつて副首都（国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第

号）第二条第四項に規定する副首都をいう。）であるもの（以下この条において「特別区包括副首都」という。）の名称の変更（道府県を都とする変更に限る。）は、当該特別区包括副首都の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

2| 前項の申請については、特別区包括副首都の議会の議決を経なければならぬ。

3| 第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

4| 第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

5| 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6| 第九条第一項の規定により行われた処分に係る道府県であつて、副首都の指定（国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律第十八条第一項の規定による指定をいう。）の処分を受けたものうち、これらの処分の一方又は双方の効力が生じていないものは、特別区包括副首都とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「生ずる」とあるのは、「生ずる。ただし、第九条第一項の規定による処分及び次項に規定する副首都の指定の処分が効力を生ずるまでの間

は、その効力を生じない」とする。

(事務の分担等に関する意見の申出に係る措置)

第十二条 一の道府県(前条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。)の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができる。

2・3 [略]

(特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例)

第十三条 [略]

第十四条 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置については、第四条から第九条まで(第八条第一項ただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県(第十一条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。)の区域内の市町村(以下「特定市町村」という。)及び当該市町村を包括する道府県(以下「特定道府県」という。)」と、同条第二項中「関係市町村若しくは関係道府県」

(事務の分担等に関する意見の申出に係る措置)

第十一条 一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができる。

2・3 [略]

(特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例)

第十二条 [略]

第十三条 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置については、第四条から第九条まで(第八条第一項ただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県の区域内の市町村(以下「特定市町村」という。)及び当該市町村を包括する道府県(以下「特定道府県」という。)」と、同条第二項中「関係市町村若しくは関係道府県」とあるのは「特定市町村若しくは特定道府県」と、第五条から第九条までの規定中「関係

とあるのは「特定市町村若しくは特定道府県」と、第五条から第九条までの規定中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と読み替えるものとする。

2 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置については、第四条から第六条まで、第八条（第一項ただし書を除く。）及び第九条の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県（第十一条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。）の区域内の市町村（以下「特定市町村」という。）及び当該市町村を包括する道府県（以下「特定道府県」という。）と、同条第二項、第五条並びに第六条第一項及び第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、同条第三項中「関係市町村の長及び関係道府県の知事」とあるのは「特定市町村の長及び特定道府県の知事」と、「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、第八条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったとき」とある

市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と読み替えるものとする。

2 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置については、第四条から第六条まで、第八条（第一項ただし書を除く。）及び第九条の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県の区域内の市町村（以下「特定市町村」という。）及び当該市町村を包括する道府県（以下「特定道府県」という。）と、同条第二項、第五条並びに第六条第一項及び第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、同条第三項中「関係市町村の長及び関係道府県の知事」とあるのは「特定市町村の長及び特定道府県の知事」と、「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣」とあるのは「総務大臣」と、第八条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったとき」とあるのは「当該特定市町村及び特定道府県の議会が特別区設置協定書を承認したとき」と、第九

のは「当該特定市町村及び特定道府県の議会が特別区設置協定書を承認したとき」と、第九条第四項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と読み替えるものとする。

第十五条 〔略〕

条第四項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と読み替えるものとする。

第十四条 〔略〕